亀田清掃センター基幹改良工事
入札説明書

平成２５年７月

新　潟　市

亀田清掃センター基幹改良工事　入札説明書

目　　次

新潟市（以下「本市」という。）は「亀田清掃センター基幹改良工事」（以下「本工事」という。）について、民間事業者（以下「事業者」という。）のノウハウや施工実績を踏まえた技術提案（特に施工面）により、施設の性能や工事の効率性の向上及びコスト削減効果を期待し、設計と施工を一括とした発注による総合評価一般競争入札方式を採用することとした。

この入札説明書は、本市が本工事を実施する事業者を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するにあたり、政府調達に関する協定（平成７年条約第２３号）、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）、新潟市契約規則（昭和５９年新潟市規則第２４号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成１９年新潟市規則第８８号。以下「特例規則」という。）、本工事の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、入札に参加しようとする者（以下「応募者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

応募者は、この入札説明書の内容を踏まえ、必要な入札書類を提出するものとする。

１．競争入札に付する事項

（１） 工事名

廃施第２号　亀田清掃センター基幹改良工事

（２） 工事場所

新潟市江南区亀田１８３５番地１

（３） 工事期間

契約締結日から平成２８年３月１５日

（４） 予定価格

４，８４０，０００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

（５） 調査基準価格

開札後に公表

（６） 支払い条件

- 平成２５年度　前金払・部分払　　有り
- 平成２６年度　前金払・部分払　　有り
- 平成２７年度　前金払・部分払　　有り

（７） 建設リサイクル法の適用

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事であるため、工事請負契約書に、（１）分別解体等の方法、（２）解体工事に要する費用、（３）再資源化等をするための施設の名称及び所在地、（４）再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入が必要となる。

２．事務局

本入札において、本工事の事務を担当する部署（以下「事務局」という。）は以下のとおりとする。

新潟市環境部廃棄物施設課

- 住所：〒951-8131　新潟市中央区白山浦１丁目425番地９　白山浦庁舎１号棟３階
- ＴＥＬ：０２５－２２６－１４２７
- ＦＡＸ：０２５－２３０－０６６０
- E-mail：haishi@city.niigata.lg.jp
- ホームページ：http://www.city.niigata.lg.jp

３．事業範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

（１）亀田清掃センター基幹改良工事の実施設計及び施工

ア.施設の概要

- 処理能力　　：　３９０ｔ／日（１３０ｔ／日×３炉）
- 処理方式　　：　全連続燃焼式焼却炉（流動床式）

イ.施工の概要

- 受入供給設備（ごみクレーン更新）　　一式
- 燃焼設備（焼却炉炉床改造）　　一式
- 燃焼ガス冷却設備（廃熱ボイラ改造）　　一式
- 排ガス処理設備（バグフィルタ更新）　　一式
- 余熱利用設備（蒸気タービン更新）　　一式
- 電気計装設備（設備更新）　　一式
- その他（建築設備等更新）　　一式

（２）その他関連業務

循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援及び工事に係る各種許認可申請支援等。なお、本市が行う業務は以下のとおりである。

ア.本施設の交付金申請手続き

イ.工事に係る各種許認可の申請手続き

ウ.その他これらを実施する上で必要な業務

４．事業者の募集及び選定の手続き

事業者の募集及び選定は、施行令第167条の10の２の規定に基づく総合評価一般競争入札方式により行う。

（１）契約締結までの流れ

入札公告から契約締結に至るまでの流れは図表１のとおりである。

図表１　契約締結までの流れ

（２） 契約締結までのスケジュール

契約締結までのスケジュールは、概ね、図表２のとおりとする。

なお、スケジュールは、入札書類提出状況、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

図表２　契約締結までのスケジュール

①入札公告	平成２５年　７月１９日
②質問の受付締切	８月　２日
③質問回答（予定）	８月１２日
④資格審査申請書類の受付締切	８月２０日
⑤資格審査結果の通知（予定）	８月２３日
⑥入札書類の受付締切	９月２０日
⑦形式審査の実施	１０月　中旬
⑧非価格要素審査および価格審査の実施	１０月　中旬
⑨仮契約締結	１０月　下旬
⑩議会の議決・本契約の締結	１２月　下旬

（３） 評価委員会の開催

本市は落札者の選定にあたり、透明性及び公正性を確保し専門的知見に基づいて行うため、学識経験者及び本市職員で構成される亀田清掃センター基幹改良工事事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を開催し事業者の評価について意見聴取を行う。

評価委員会を構成する委員は次のとおりである。

委員名		所属・役職
委 員 長	及川　紀久雄	新潟薬科大学　名誉教授
副委員長	熊倉　淳一	新潟市　環境部長
	寺嶋　均	一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会　会長
	青木　祐司	新潟市　都市政策部　技術管理センター所長

なお、応募者が、落札者決定までに選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利となる目的のために、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

５．入札参加資格

応募者は、次に掲げる入札参加資格をすべて満たしていなければならない。

（１） 新潟市入札参加資格者名簿に登録されていること。

（２） 入札参加資格者名簿に登録されている入札参加工種が清掃施設工事であること。

（３） 清掃施設工事業について建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定に基

づく特定建設業の許可を受けていること。
（4） 地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。
（5） 公告日から開札日までの期間中に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領（以下「指名停止要領」という）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
（6） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
（7） 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
ア．暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ．暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第２条第３号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ．役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員である者
エ．暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
オ．自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
カ．暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
キ． その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
（8） 次のアからウの条件を全て満たした一般廃棄物焼却施設の建設工事を平成１０年度以降に元請として受注し、施工した実績（特定共同企業体の場合は、代表企業の実績に限る。）を有すること。
ア．処理能力：１炉あたり６５ｔ／日以上
イ．処理方式：流動床式
ウ．発電設備を有すること：発電量２，５００ｋＷ以上
（9） 施工現場に次の条件を満たす監理技術者を専任として配置すること。
ア．建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者証を有する者
（１０）上記の(9)に掲げる者は、本工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、応募者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が３か月を経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、本工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、契約日以降に本工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

６．募集要項

募集要項は入札書類を作成するに当たっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。なお、本市が今後配布する資料及び回答書は、募集要項と一体のものとし、募集要項を補完、修正するものである場合には、募集要項より優先するものとする。

（1） 募集要項の構成

募集要項は、次の書類により構成される。
ア．入札説明書
イ．様式集
ウ．事業者選定基準書
エ．発注仕様書
オ．契約書（案）

（２） 募集要項の公表

募集要項は次のとおり公表する。
ア．公表日：平成２５年７月１９日（金）
イ．公表方法：本市ホームページで公表する。

（３） 募集要項説明会

募集要項説明会は実施しない。

（４） 募集要項に対する質疑回答

募集要項の内容等に対する質疑を次のとおり受け付ける。
ア．受付期間
平成２５年７月２２日（月）～平成２５年８月２日（金）午後３時
イ．提出方法
質疑のある者は、【様式第１号（募集要項に対する質問書）】に、その内容を簡潔に記載し、受付期間に事務局宛に電子メールにて送信すること（メール件名：亀田基幹改良質問書提出）。
持込み又は郵送による書類、口頭、電話等による質疑は受け付けない。また、質疑受付の終了時刻に関しては着信主義とし、受理しているか否かの判断は事務局が行うものとする。
なお、事務局は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。
ウ．回答公表日：平成２５年８月１２日（月）（予定）
本市ホームページにおいて公表する。ただし、質問提出者名の公表はしない。

７．既存施設の現場確認及び図書閲覧

既存施設状況の確認及び関係図書の閲覧については、次のとおりとする。

（１） 期間：平成２５年７月２２日（月）～平成２５年９月１３日（金）（土日祝日は除く。）

（２） 時間：午前（９：００～１２：００）、午後（１：００～４：００）

（３） 図書閲覧場所：新潟市亀田清掃センター管理棟１階応接室

（４） 申込方法：【様式第２号（図書閲覧・現場確認申込書）】に記載し、電子メールにて送信すること（メール件名：亀田基幹改良現場確認申込）。
申込は本市からのメールでの回答をもって完了するものとする。また、原則として、希望日の２日前までに送信すること。なお、施設への直接申込は受け付けない。

（５） 申込先：事務局

（６） 閲覧図書等（詳細は別表１参照）
ア．既存施設竣工図書（プラント設備、建築設備等）

イ．精密機能検査報告書（平成２３年３月作成）

ウ．構造計算書

エ．亀田清掃センター運転・管理報告書（日報・月報・年報）

オ．補修履歴

カ．その他

（７） その他

ア．複数回の現場確認及び図書閲覧は可とする。

イ．申込希望日が重なった場合や本市の都合等で確認できない場合などは、調整を行うものとする。

ウ．運転・管理報告書の閲覧は、新潟市がごみの分別を１０種１３分別に変更した、平成２０年６月から平成２５年６月までの期間を対象とする。

エ．現場確認の際は、必要な保護具を持参すること。

８．入札参加資格確認（資格審査）

応募者は､入札参加資格審査申請書類を事務局に提出し､入札参加資格の有無について､審査を受けるものとする。

（１） 入札参加資格審査申請書類の構成書類

入札参加資格審査申請書類の構成書類は、次のとおりする。

ア．一般競争入札参加申請書【様式第３号】

イ．施工実績調書【様式第４号】

「施工実績調書」の記載内容が確認できる契約書又は施工実績証明書【様式第５号】及び仕様書等の写し（入札参加資格に関する条件を満たしていることが確認できるもの）を添付すること。また、契約書等については、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス、CORINS の「受注登録工事カルテ受領書」又は「竣工登録工事カルテ受領書」の写しに代えることができる。

ウ．配置予定技術者調書【様式第６号】

監理技術者資格者証の両面の写しを添付すること。(ただし、平成１６年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、監理技術者講習終了証の写しも添付すること。)

エ．特定建設業の許可の写し

オ．暴力団等の排除に関する誓約書【様式第７号】

（２） 入札参加資格審査申請書類の提出期間及び提出方法

ア．提出期間：平成２５年７月２２日（月）～平成２５年８月２０日（火）

イ．受付時間：午前８時半から午後５時（土日祝日を除く。）

ウ．提出方法：提出期間中に事務局へ持参又は郵送（書留に限る。）すること。受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

（３） 資格審査基準日

５(１)～(１０)に示す入札参加資格の資格審査基準日は入札参加資格審査申請書類の提出日とする。

（４） 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果については、平成２５年８月２３日（金）以降に応募者に対し、入札参加資格審査結果通知書により通知する。また、入札参加資格が認められなかった者には、理由を付して通知する。

（５） 入札参加資格が認められなかった理由の説明要求及び回答

資格審査の結果、入札参加資格が認められなかった応募者は、その理由について不服がある場合、本市が通知した日の翌日から起算して３日以内（土日祝日は除く。）に書面（書式は自由）により説明を求めることができる。

本市は入札参加資格が認められなかった理由を、当該請求を行った応募者に対し、速やかに書面により通知する。

（６） 入札参加資格の喪失

入札参加資格を得た応募者（以下「参加資格者」という。）が、入札参加資格確認後から落札者の決定までの期間に、入札参加資格を欠くような事態が生じた場合及び各提出書類に虚偽の記載をしたと認められた場合には、当該参加資格者の入札参加資格を取り消す。

（７） 競争入札参加資格審査申請

本工事の公告時に、新潟市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者又は同名簿に登録されているが清掃施設工事に登録が認められていない者で本工事の入札に参加を希望する者は、下記に基づき申請を行うこと。

ア．提出要領

新潟市契約課ホームページからダウンロードすること。

契約課ホームページ

http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/nyusatsu/index.html

イ．申請期間

平成２５年７月１９日（金）～平成２５年８月２日（金）

ウ．書類提出先（申請窓口）

〒９５１－８５５０　新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１

新潟市　財務部　契約課　工事契約係

電話：０２５－２２６－２２１７

９．入札書類の提出

参加資格者は、発注仕様書に示された発注要件を踏まえて、入札書及び本工事に対する技術提案内容を記載した書類（以下「入札書類」という。）を事務局に提出する。

入札書類を提出した参加資格者（「９．（６）」の入札の辞退者を除く。）を「入札参加者」という。

（１） 入札書類の構成

入札書類は次のとおりとする。

ア．入札書類提出書【様式第８号】

イ．入札書（封筒に封緘すること）【様式第９号】

ウ．委任状【様式第１０号】

エ．工事費内訳書（入札書と共に封筒に封緘すること）【様式第１１号】
オ．形式審査に係る技術提案書【様式第１２号】
カ．非価格要素提案書【様式第１３号】
キ．提案書補足資料【様式第１４号】
(ｱ) 提案設計資料
a.各設備概要説明
b.プラントの運転条件（運転時間一覧表含む）
c.設計計算書
d.工事工程表
e.主要機器の耐用年数
f.経年的補修・整備費一覧表
g.主要機器メーカーリスト
h.アフターサービス
i.準拠する規格または法令等
(ｲ) 提案図面（用紙サイズＡ３横）
a.全体配置図（動線計画含む）
b.フローシート（全体）
c.機械設備（機器、盤類）の各階配置平面図
（２） 入札書類の提出期間及び提出方法
ア．提出期間：入札参加資格審査結果通知日～平成２５年９月２０日（金）
イ．受付時間：午前８時半から午後５時（土日祝日を除く。）
ウ．提出方法：入札書類は次のとおり整理し、提出期間に事務局へ持参又は郵送（書留）することと。受付の終了時刻に関しては着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。なお、次に示す電子データは、１枚のＣＤ－Ｒ等に格納すること。
(ｱ) 入札書類　９．（１）ア、イ、ウ、エ　正１部
- イ 入札書及びエ 工事内訳書は同一封筒に封緘すること。（長形３号以下）

(ｲ) 入札書類　９．（１）オ、カ　正１部、副５部、電子データ１式
- 正１部、副５部：Ａ４縦ファイルで提出
- ９．（１)カの評価分類ア及びイについては、正１部のみとする。
- 電子データ１式：ＣＤ－Ｒ等（Windows 対応 Microsoft 社製 Word、Excel 使用）

(ｳ) 入札書類　９．（１）キ　正１部、副５部、電子データ１式
- キ(ｱ) 提案設計資料
  - 正１部、副５部：Ａ４縦ファイルで提出
  - 電子データ１式：ＣＤ－Ｒ等（Windows 対応アドビシステムズ社製 AdobeReader で閲覧可能な形式（PDF 形式）とする。）
- キ(ｲ) 提案図面（用紙サイズＡ３横）
  - 正１部、副５部：キ(ｱ)のファイルに折り込んで綴じこむこと。
  - 電子データ１式：ＣＤ－Ｒ等（Windows 対応アドビシステムズ社製 AdobeReader で閲覧可能な形式（PDF 形式）とする。）

（３） 入札書の記載金額について
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加

算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税法に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（４） 工事費内訳書について

９(１)に記載する工事費内訳書の作成については、下記の点に留意すること。なお、開札後に工事費内訳書の審査を行う。審査の結果、下記の点について不備が認められた場合、当該入札参加者は失格とする。

ア．内訳書の金額が入札書の金額と一致すること。

イ．内訳書は、【様式第１１号】を使用すること。

ウ．工事費内訳書を提出しない者の入札は無効とする。また、提出にあたっては、入札参加者名及び工事名称を必ず記入すること。

（５） 入札書類の修正等の禁止

入札書類の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回は認めない。ただし、審査の過程において本市が入札書類の明瞭化作業を行うことを妨げない。

（６） 入札の辞退

参加資格者は、入札書類受付締切日までに随時入札を辞退することができる。本入札を辞退する場合は、入札辞退届【様式第１５号】を事務局に持参又は郵送（書留に限る。）により提出すること。なお、本入札を辞退したとしても、今後、本市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

１０．入札の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

（１） 入札に参加する必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札

（２） 入札書の記載事項中入札金額又は入札者氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

（３） 入札者が 2 以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札

（４） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札

（５） 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札

（６） 各提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札

（７） その他入札に関する条件に違反してした入札

（８） １０の（４）又は（５）に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

１１．事業者の決定（本審査）

本市は、事業者選定基準書に基づき、入札書類を審査し、総合評価方式により落札者を決定する。

（１） 形式審査

入札書類が、発注仕様書に規定された発注要件を満たしているかの審査を行う。なお、発注要件を満たさない入札参加者は失格とする。

（2） 非価格要素審査

形式審査を通過した入札参加者（以下「最終審査対象者」という。）を対象に、非価格要素について審査し、非価格要素審査点を決定する。なお、提案内容に関する理解を深めるため、必要に応じて、評価委員会によるヒアリングを実施する。

（3） 価格審査

非価格要素審査の終了後に価格審査を行う。

なお、価格審査に先立ち、入札書の開札を最終審査対象者の立会いで行う。開札日時、立会いの方法等については、各最終審査対象者に書面により通知する。

入札書に記載された入札価格が、予定価格の範囲内であることの確認を行い、入札価格を点数化し、価格審査点を決定する。

（4） 総合評価点の算定

ア．非価格要素審査点と価格審査点から総合評価点を算出し、総合評価点の最も高い最終審査対象者（以下「最高評価点者」という。）で、９の（4）に記載する工事費内訳書等の審査（以下「内訳書審査」という。）において、不備のない者を落札候補者とする。

イ．最高評価点者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせ、その上で内訳書審査において不備のない者を落札候補者とする。

ウ．最高評価点者が内訳書審査において失格となった場合においては、入札価格が予定価格の範囲内で最高評価点者に次いで高い総合評価点（以下「次順位評価点者」という。）で、かつ内訳書審査において不備のない最終審査対象者を落札候補者とする。この規定は、落札候補者が決定するまで、順次行うものとする。

（5） 落札者の決定

落札候補者の入札価格が低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を上回る場合は、当該落札候補者を落札者とする。

（6） 低入札価格調査

ア．落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、新潟市低入札価格調査実施要領（以下「低入札調査要領」という。）に基づき調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う。

イ．１１（6）のアの調査において、調査基準価格は、当該工事に係る予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に 100 分の 105 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7 を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額とする。

(ｱ) 直接工事費の額に 10 分の 9.5 を乗じて得た額

(ｲ) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

(ｳ) 現場管理費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額

(ｴ) 一般管理費等の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

また、この規定に係らず、特に必要があると認めるときは、調査基準価格を予定価格に 10 分の 7 から 10 分の 9 までの範囲内における適宜の割合に乗じて得た額とする。

ウ．本工事においては、低入札調査要領第６条第２項の規定は、適用しないものとする。

エ．１１（６）のアの調査の場合、本市の指示する日時まで（調査の通知日から３営業日程度）に、事務局へ、低入札要領第６条第３項に掲げる資料を提出しなければならない。

オ．　１１（６）のアの調査の結果、落札者としない場合においては、入札価格が予定価格の制限の範囲内の次順位評価点者を落札候補者とする。この規定は、落札者が決定するまで順次行うものとする。

カ．１１（６）のアの調査にあたっては、落札候補者は調査のために必要な指示に従わなければならない。指示に従わない場合には、落札者としないものとする。

キ．落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札参加者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由について、当該請求を行った入札参加者に書面により通知するものとする。

（７）落札者の決定及び公表

市長は、最高評価点者を落札者として決定し、その結果を落札者及び各参加資格者に通知するとともに、速やかに公表する。また、総合評価の結果に関する次の事項を、併せて公表するものとする。

ア．参加資格者名

イ．各参加資格者の入札金額

ウ．各参加資格者の非価格要素審査点

エ．各参加資格者の価格審査点

オ．各参加資格者の総合評価点

（８）審査結果の疑義照会及び回答

入札参加者は、公表された評価点等について、公表した日の翌日から起算して３日以内（土日祝日は除く）に書面（書式は自由）により、疑義の照会をすることができる。

本市は照会があった場合は、当該入札参加者に速やかに回答するとともに本市ホームページにおいて公表する。

１２．本契約締結までの取扱い

本工事は、契約締結につき、法第９６条第１項第５号及び新潟市の「新潟市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（新潟市条例昭和３９年条例第３号）第２条並びに、規則第３１条第２項により、仮契約を締結し、議会の議決後に、本契約を締結するものとする。

ただし、議会の報告後の議決日までの間に、落札者が指名停止要領の規定に基づく指名停止を受けた場合、又は落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当である場合は、当該落札者を失格とする。

１３．入札保証金

規則第１０条第１項第２号の規定により免除する。

１４．契約保証金

規則第３３条の規定による。

１５．請負賠償責任保険

支払保険金額が、身体については、１名につき１億円以上、１事故につき３億円以上,財物については、１事故につき１千万円以上のもの、又は対人・対物等総額３億円補償のものに加入すること。

詳しくは、本市ホームページ「入札・契約」から「請負業者賠償責任保険について」を参照すること。

１６．契約書の作成

（1） 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から１０日以内の間に当該契約を締結すること。ただし、特別な事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。

（2） 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

１７．苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続等に関し、政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは、契約を停止、又は解除することがある。

１８．調査基準価格未満の金額で入札を行った者との契約

（1）１４の規定に係わらず、規則第３３条及び第３４条の規定による契約保証金の額は、１０分の３以上とする。

（2） 前払金の実施についての要綱の規定に係わらず、前払金は、契約金額の１０分の２以内の額を支払う。

（3） 請負者は、５の（９）及び（１０）に定める技術者の要件と同一の要件（ただし、基準日は落札候補者決定日とする。）を満たす技術者を、資格確認を受けた技術者とは別に、施工現場に専任で１名配置しなければならない。

１９．関連する他の工事の請負契約の予定

本工事に関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。

２０．契約条項を示す場所及び問い合わせ先

事務局とする。

２１．その他留意事項

（１） 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加

５の(１)及び（２）に掲げる当該参加資格者名簿に登録されていない者が競争に参加するためには、開札の時までに当該参加者資格者名簿に登録され、かつ本工事の競争入札参加資格の認定を受けなければならない。（詳細は、８(７)を確認のこと。）

（２） 開札後、次のいずれかに該当するときは、指名停止要領第２条の規定により、指名停止の措置を行う。

ア．落札候補者となった者が､正当な理由なく落札候補者又は落札者となることを辞退した場合

イ．調査基準価格未満の金額で入札を行って落札候補者となった者が､低入札調査要領第７条第１項第１号に該当した場合

（３） 当該調達案件は、新潟市建設工事一般競争入札実施要綱を適用しないものとする。

（４） 費用負担

応募者若しくはその代理人又は落札者が本工事に係る入札に関して要した費用については、すべて当該応募者若しくはその代理人又は当該落札者が負担するものとする。

（５） 各提出書類の取扱い

応募者から提出された書類については、変更できないものとする。

（６） 提案内容の担保

落札者となったものが、契約後、その者の責により、提出された形式審査に係る技術提案書及び非価格要素提案書の提案内容が満足できない場合は、以下の措置を講じる。

ア．提案内容と実施設計及び施工等の内容に著しい差異があるときは､契約解除を行うことができる。

（７） 提出資料の秘密の保持

形式審査に係る技術提案書及び非価格要素提案書等の応募者から提出された資料については、公にすることにより、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあり、新潟市情報公開条例第６条第３号アに該当するため、公開しないものとする。

（８） 提案内容の使用

形式審査に係る技術提案書及び非価格要素提案書の提案内容については､その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態となった場合､提案者に通知することなく、本市が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的使用を有する提案についてはこの限りでない。

（９） 著作権等

提出された入札書類の著作権は､当該書類を提出した入札参加者に帰属するものとする。ただし、本市は、本工事において公表が必要と認めるときは、提案書の全部又は一部を無償で使用することができる。

（１０）予想されるリスクの責任分担

ア．リスク管理の基本方針

本工事の設計・施工に係る責任は、原則として請負者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途請負者と協議の上、市が責任を負う。

イ．リスク分担

予想されるリスク及び市と請負者との責任分担は原則として別表２「リスク分担表」に定めるとおりとする。

（１１）募集要項等の使用の制限

本市から提示された募集要項及びその他の資料は、本入札への参加の目的にのみ使用することとし、他の一切の目的のために使用しないこと。

（１２）当該工事には、新潟市建設工事一般競争入札実施要綱を適用しないものとする。

（１３）本入札説明書に規定のない事項について

本入札説明書に規定のない事項については、規則、前払金の実施についての要綱、継続工事の部分払いの取扱要綱、新潟市政府調達に関する苦情の処理手続要領、指名停止要領、低入札調査要領等に定めるところによるものとする。

別表１　閲覧図書一覧

分類		No	図書名
ア	既存施設建設工事竣工図書等	A-1	取扱説明書（1/21～21/21）
		A-2	取扱説明書（電気 1/2～2/2）
		A-3	取扱説明書（計装 1/2～2/2）
		A-4	電気図面（盤図）1/2～2/2
		A-5	単体機器試験報告書（1/9～9/9）
		A-6	単体機器試験報告書（電気）
		A-7	単体機器試験報告書（計装）
		A-8	試運転報告書（1/3～3/3）
		A-9	定期点検項目　異常時の処置要領
		A-10	工具リスト　分析機器リスト　油脂リスト
		A-11	予備品リスト　消耗品リスト
		A-12	運転要領書
		A-13	亀田焼却場発電所　使用前検査記録（全工事完了時）
		A-14	ごみ処理施設　運転手引書
		A-15	竣工図（機器図 1/11～11/11）
		A-16	竣工図（電気）
		A-17	竣工図（計装）
		A-18	竣工図（土木建築工事図）（建築意匠図）
		A-19	竣工図（土木建築工事図）（建築構造図）
		A-20	竣工図（土木建築工事図）（建築電気設備図　建築機械設備図）
	総合計装制御システム（ＤＣＳ）更新工事竣工図書等（平成 24 年度実施）	B-1	ＤＣＳ機能仕様書
		B-2	監視設備更新機器取扱説明書・機器変更仕様書
		B-3	ＤＣＳ機器・取扱説明書（1/3～3/3）
		B-4	総合インターロック表・ＰＬＣ通信リスト・機器動作確認リスト
		B-5	シーケンスラダー図
		B-6	ＤＣＳ　系統図　ロジック図（1/3～3/3）
		B-7	シーケンスコントローラ盤
		B-8	工事関係図面　配線系統図・リンク図・ＩＴＶ系統図
イ	精密機能検査報告書（平成 23 年 3 月）	C-1	ごみ焼却処理施設　精密機能検査報告書
ウ	構造計算書	D-1	構造計算書　工場棟（1/8～8/8）
		D-2	構造計算書　管理棟　トラックスケール　渡り廊下
エ	運転・管理報告書（日報・月報・年報）	E-1	運転日報（H20.4～H25.6）
		E-2	運転月報（H20.4～H25.6）
		E-3	管理年報（搬入・搬出年報）（H20～H24）
		E-4	管理月報（搬入・搬出月報）（H20～H25.6）
オ	補修履歴	F-1	補修履歴（H10～H24）

別表２　リスク分担表

段階	リスク		リスクの内容	リスクに対する責任分担 主負担 一部負担	
				市	請負者
一般事項	法令変更リスク	1	設計・施工に　　を及　す法制度の新設・変更		
		2	上記以外の法制度の変更		
	住民対応リスク	3	施工に関する住民の反対運動等に関するもの		
	工事の中止・リスク	4	市の指示等によるもの		
		5	市の　務不履行によるもの		
		6	請負者が行う設計・施工に必要な許認可等の		
		7	請負者の責による工事の　　・中止		
	不可　力リスク	8	・暴動等による工期の変更、設備の修　等		
	入札説明書等変更リスク	9	入札説明書、発注仕様書その他市が提示した図書データの　り		
設計・施工・試運転	設計・施工リスク	10	市の責による事業内容の変更に起　する発注仕様の変更等		
		11	請負者の責による発注仕様の未達		
		12	発注仕様書等、市が示した図書等必要データの確認及び工事現場の状況等の事前確認の不備による工事費の		
		13	設計・施工において、工事対象施設及びその　働、また、　　の構造物や搬入　等に与えた損害		
	事故の発生リスク	14	施工時の事故発生		
	環境保全リスク	15	工事（試運転等含む。）に起　して　　環境に　　を及　した場合		
	運転機能リスク	16	工事（試運転等含む。）に起　して適正な処理が行えない場合		